

世界へ発信

今秋、ユネスコ無形文化遺産登録を目指す「長浜曳山まつり」の魅力や歴史について紹介しています。

ユネスコ無形文化遺産登録へ

長浜曳山まつり 三役修業塾

長浜曳山まつりの子ども狂言(歌舞伎は「三役」と呼ばれる人たちによって、支えられています。三役とは子ども狂言の演技指導をする「振付」、義太夫節を語る「太夫」、その伴奏をする「三味線」を指します。

昭和50年代前半までは、旧浅井町の相撲庭、旧湖北町の河毛など湖北地方のほか、岐阜、愛知や京都、東京からも三役を招聘していました。しかし、娯楽の多様化により地方歌舞伎や巡業歌舞伎が衰退し、担い手の高齢化も進み、曳山子ども狂言の存続が危ぶまれる事態となりました。この時地元有志を募り、養成をはじめることとなったのが三役修業塾です。



平成2年に開講した三役修業塾は単に義太夫を習うものではなく、技能の質の高さも追及するため、松竹大歌舞伎の三味線方の重鎮や地方歌舞伎で活躍する方に指導いただき、太夫・三味線の養成からはじまりました。開講から5年が経過した平成7年には、塾生が長浜曳山まつりに出演し、平成28年にはついに6人の塾生が出演山全4山に出演することができました。同年、これまでできなかった振付の養成講座も開講、これで名実とも「三役修業塾」となり、ユネスコ無形文化遺産登録候補の長浜曳山まつりの保存伝承に向けて、足元をより固めていきます。

問 長浜市曳山博物館
(☎65-3300)

農振除外等の申出手続きについて

問 農政課 (☎65-6522)

長浜市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について、平成28年度の除外等の申出を受け付けます。

農振変更を伴う土地の利用計画を検討している人は、受付期間内に必要書類を提出してください。

●受付内容

- (1) 農振除外申出(青地↓白地)
- (2) 農振編入申出(白地↓青地)
- (3) 軽微変更申出(農業用倉庫を建てる場合など)

●申出について

【受付期間】

6月28日(火)～8月5日(金)

※事前相談の後、全ての添付書類が揃った申出書について、受付を行います。

※農業用施設用地への用途区分の変更(軽微変更)は、随時受け付けます。

【申出書の様式等】

担当課にあります。また、ホームページからダウンロードすることもできます。

※申出を行う際は、担当課まで事前に相談してください。
※制度の概要や除外要件など、詳しくは市ホームページでご確認ください。

●その他

計画の変更には県の同意が必要で、受付期間終了から農振除外まで概ね6か月程度かかります。(内容によっては、それ以上かかる場合もあります)

計画の変更は個人の申出であっても、市全体の計画に関係するものであるため、全ての申出が認められるとは限りません。また、関係機関との協議の結果、農振除外できない場合もあります。

問合せ・提出先

農政課(東館2階)
〒526-8501
八幡東町632

避難支援・見守り支えあい制度

「いこま」のこまが「もつち」に生きる！

多発する大きな災害による被害の状況を目の当たりにし、地域住民どうしのつながりや、絆づくりの大切さを誰もが再認識したところです。

特に、お年寄りや体の不自由な人の避難支援や安全確保のために、身近な人が声をかけ合い、協力して行動する「支えあいの体制」は大変重要です。

市では「避難支援・見守り支えあい制度」により、身近な自治会組織が主体となった体制づくりを支援しています。この制度は、ひとり暮らしの高齢者やしょうがいのある人などから申し出を受け、自治会や防災組織、民生委員・児童委員の皆さんによる支援体制をつくるとともに、市と社会福祉協議会が必要な情報を共有するものです。

【制度への登録方法】

申請書類を左記まで提出してください。また、申請書類は左記にあります。郵送をご希望の場合は、担当課までご連絡ください。

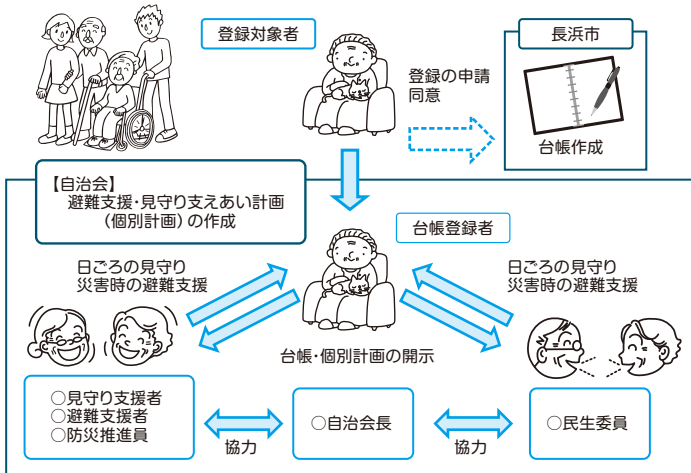
【登録対象者】

ひとり暮らし高齢者や重いしょうがいのある人など、日常生活に手助けが必要な人や、避難をする際に支援が必要な人。

提出先

高齢福祉介護課(東館1階・しょうがい福祉課(西館1階)
北部振興局福祉生活課・各支所
社会福祉協議会

「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」の概要



※登録はいつでも受け付けています。自治会長や民生委員・児童委員、市(高齢福祉介護課)、社会福祉協議会(地域福祉課)などにご相談ください。

問 高齢福祉介護課 (☎65-7789)
問 しょうがい福祉課 (☎65-6518)

出前講座をご利用ください

「避難支援・見守り支えあい制度」をテーマにした出前講座の申込みを受け付けています。制度の内容や個別計画の作成について説明します。問合せ・申込みは左記まで。

問 社会福祉課 (☎65-6530)

長浜市地域福祉計画検討委員会 委員を募集します

問 社会福祉課 (☎65-6536)

地域福祉を総合的に推進するうえで大きな柱となる計画を策定するにあたり、次のとおり市民委員を募集します。詳しくは、担当課または市ホームページまで。

【定員】 2人(応募多数の場合は選考により決定)
【対象者】 次のすべてを満たす人

- ① 市内在住または勤務する18歳以上の人(平成28年4月1日時点)
- ② 国・地方公共団体の議員または常勤の公務員でない人
- ③ 平日の日中の会議に出席できる人(年間4回程度)

【任期】 1年以内

【募集期間】 6月15日(水)～7月1日(金)

※当日消印有効

【応募方法】 応募用紙に必要事項を記入し、郵送、FAX、メールまたは直接左記まで。

※応募用紙は担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

【申込先】

社会福祉課(西館1階)
〒526-8501 八幡東町632
FAX 64-1767
✉ fukushi@city.nagahama.lg.jp